

## 第7章 参考資料

### 白老町環境審議会委員名簿

(会長、副会長ほかは50音順)

| 氏名     | 所属団体等               | 備考  |
|--------|---------------------|-----|
| 相吉 正亮  | 白老の自然を考える会          | 会長  |
| 中野 嘉陽  | 緑と水の協議会             | 副会長 |
| 穴田 博樹  | 白老町立学校校長会（白老小学校校長）  |     |
| 奥山 忠雄  | 道自然保護監視員            |     |
| 堀江 美智子 | NPO白老消費者協会          |     |
| 松浦 雅雄  | 白老町町内会連合会（日の出町地区連合） |     |

任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日

### 計画策定の経緯

| 年月日                    | 項目                        |
|------------------------|---------------------------|
| 平成27年 8月21日            | 白老町環境基本計画第3期についての諮問       |
| 平成27年 8月21日            | 第1回白老町環境審議会               |
| 平成27年10月27日            | 政策調整会議 計画（案）の概要説明（庁内）     |
| 平成27年10月27日            | 白老町環境町民会議 取組内容（案）の提案・意見募集 |
| 平成27年10月28日～<br>11月12日 | 取組内容（案）の検討（庁内）            |
| 平成27年11月 6日            | 第2回白老町環境審議会               |
| 平成27年12月18日            | 第3回白老町環境審議会               |
| 平成28年 2月18日            | 白老町議会 総務文教常任委員会           |
| 平成28年 2月25日            | 第4回白老町環境審議会               |
| 平成28年 3月29日            | 白老町環境基本計画第3期についての答申       |

## 用語の解説

### あ

#### アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

#### 一酸化窒素（NO）

窒素と酸素の化合物で酸化窒素ともいう。無色の気体で液化しにくく、酸素と化合して二酸化窒素になります。

#### 雨水タンク

雨水を利用するため、建物の雨どいなどにつないで屋根に降った雨水を貯められるようにするタンクのこと。

#### エコビジネス

環境保全の多様化と空間的拡大に対応して、環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。

#### エコマーク

エコマークとは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたる一連の流れを通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。

#### オゾン層

酸素原子三個からなる気体分子をオゾンという。オゾンは高度約 10～50km の成層圏に多く存在しており、特に 20～25km の高さの最も密度が高い場所はオゾン層と呼ばれている。オゾン層は、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収し、人間や地球上の生物を守っています。この大切なオゾン層が、近年、フロンなどの人口の化学物質によって破壊され、南極では、1970年代末からオゾン濃度が低下する「オゾンホール」と呼ばれる現象が毎年春に観測されています。

#### 温室効果ガス

大気が太陽からの紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持つため、大気下層・地表付近の温度が高く保たれるという現象をビニールハウスなどの温室にたとえ

て温室効果といい、この温室効果を持つ気体を温室効果ガスという。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが原因でおこる地球の温暖化が問題となっている。1997年（平成9年）12月に採択された気候変動枠組み条約に関する京都会議（COP3）の議定書では、削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類と定めている。

### か

#### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

#### 家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

#### 環境基準

環境基本法（1993）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

#### 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

#### 環境マネジメントシステム（EMS）

環境管理とは、事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、（1）環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、（2）これを実行、記録し、（3）その実行状況を点検して、（4）方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。

**環境ホルモン**

ホルモン類似作用をもち、人および生物の生殖と発育という基本的な生物の生存条件に影響を与える可能性が懸念されている化学物質をいう。

**環境リスク**

人為活動によって生じた環境の汚染や変化(環境負荷)が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。

**希少種**

一般的には、数の少なく、簡単に見ることが出来ないような(希にしか見ることが出来ない)種をさす。希少種も同義語。「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種を指して使われることもある。

**貴重種**

一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指す(ecologically valuable species)。なお、英語では経済的(economically, commercially)に貴重な種という意味もあるが、日本語では上記の意味として、希少種と同義語、または希少種・重要種などを総合的に表す語として使用されることが多い。

**規制基準値**

各種法令に基づいて、都道府県知事により指定された指定地域で、事業活動を行う工場・事業場等が遵守しなければならない基準値。

**クリーン農業**

有機物の施用などによって土づくりに努め、農薬や化学肥料を最小限に留めるなど、環境との調和に配慮した安全・高品質な農作物の生産を進める農業。

**クロロフルオロカーボン**

⇒フロン参照

**グリーン購入**

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

**光化学オキシダント**

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、揮発性有機化合物(VOC)を主体とする一次汚染物質が、紫外線による光化学反応で生成する大気中の酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの原因となる物質のこと。大気中の光化学オキシダント濃度が1時間で0.12ppmを超え、その状態が継続すると予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限される。

**光化学スモッグ**

光化学オキシダントが大気中に発生することで起こる現象のこと。光化学スモッグが発生することで、粘膜を刺激し、のどが痛い・目がチカチカするなど症状がでるほか、頭痛や吐き気も引き起こす。また、農作物や植物にも変色などの影響を及ぼす。

**公共用水域**

水質汚濁法において、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他、公共のように供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

**公共用水域類型指定**

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準(カドミウム、シアン、PCB等)は全国の公共用水域に一律に適用されますが、生活環境の保全に関する環境基準(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等)については、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域を対象として各水域ごとに北海道公害防止条例により類型指定されております。

白老町の公共用水域では、白老川上流(ポンベツ川合流点から上流)がAA類型、白老川下流(ポンベツ川合流点から下流)がA類型に、海域ではA類型の「イ」、B類型「イ」、「ロ」が指定されておりイは直ちに達成、ロは5年以内に達成することが定められています。他に湖沼では倶多楽湖の全域がAA類型の「イ」として類型指定されております。

**小型家電リサイクル**

小型家電(携帯電話、デジタルカメラなど)は、金や銅など、有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な金属も含まれます。また、希少なレアメタルも含まれています。このため、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため、平成25年4月1日から「小型家電リサイクル法」がスタートしました。

**国連持続可能な開発のための教育の10年**

2005年からの10年を「持続可能な開発のための教育の10年」とすることが国連で採択された。

日本政府では、2005年12月に内閣に關係省庁連絡会議が設置され、翌年3月末に開催された同連絡会議において実施計画が決定された。

**コージェネレーションシステム**

ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排出ガスの排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなう、エネルギーの効率的運用システムのこと。熱電供給システム。コージェネレーション、コージェネともいう。

**コンポスト（関連→生ごみたい肥化容器）**

堆肥ともいう。もともとの意味は、堆肥・厩肥のことで、草・わら・家畜糞尿などの有機資材を圃場外で好気性発酵させたものである。しかし、現状では、台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ゴミ、あるいは下水汚泥を堆肥化したものを指すことが多い。

## さ

**最終処分場**

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。最終処分は埋め立てが原則とされている。最終処分場については、構造基準と維持管理基準が定められている。

**再生可能エネルギー**

有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料やウランと違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力、地熱などの種類がある。

**産業公害**

産業活動に伴い、相当な範囲にわたり発生する大気汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭によって、人の健康や生活環境に生じる被害のこと。

**酸性雨**

石炭、石油等の化石燃料を燃焼することなどによって、大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物が複雑な化学反応を経て、硫酸イオン、硝酸イオンなどに变化し、雨や霧に取り込まれて降ってくる現象。

一般には pH5.6 以下のものを酸性雨と言います。

北米やヨーロッパでは、酸性雨による森林の枯死や湖沼からの魚の死滅などが問題となっており、日本においても関東でのスギの先枯れやコンクリートつらなどが酸性雨の影響と考えられている。

**資源集団回収**

町が実施している資源回収とは別に、町会、自治会、学校PTA、集合住宅、近所の方々などが自主的に廃棄物を回収すること。参加者が家庭の資源（紙類等）を持ち寄り、直接回収業者に引き渡しを行う。

**自然公園**

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。

**持続可能な社会**

国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)及び世界自然保護基金(WWF)の「世界環境保全戦

略」は、1991年(平成3年)10月に「かけがえのない地球を大切に(新世界環境保全戦略)」において、「持続可能な開発」を「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限度内で生活しつつ達成すること」と定義し、資源やエネルギー(化石燃料など)の使用や廃棄物を減らすことで環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的な発展をする社会のこと。

**自動車リサイクル法**

使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。2002年制定。経済産業省・環境省所管。

**循環型社会**

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、またはさまざまな形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

**集落排水（→集落排水事業）**

集落排水事業とは、農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する污水处理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する事業のこと。

**準絶滅危惧種（→希少種）**

IUCNの新Red List Categoriesの採択(1994)を受け、1997年に日本版レッドデータブックのカテゴリーが見直され、旧区分の「希少種」は「準絶滅危惧種」に変更された。この新区分は、現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」に移行する可能性のある種を指すと定義されている。

**親水空間**

水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーションを通じて、海、湖沼や河川等に身近に親しめる場のこと。

**新エネルギー**

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。

### 生産緑地

都市計画法（1968）に基づく「市街化区域」内にある農地等のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等敷地として適している土地で、都市計画の「地域地区」のひとつ（生産緑地地区）として定められた区域。

### 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

### 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。地球上に生物が誕生し、その生物の進化に伴って増してきた多様性が、人間活動によって失われてきている。これに対応するものとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や「生物多様性に関する条約」などが締結されている。

### 絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスだが、今日の絶滅は、自然のプロセスとはまったく異なり、さまざまな人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。

## た

### 太陽光発電

ソーラーパネル（光エネルギーを電力に変換する装置）を用いて、太陽光による発電を行うこと。太陽光発電の特徴としては、「無限」「クリーン」などがあげられる。

### 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

### ダイオキシン（類）

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンソパラジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼び、ときに「ダイオキシン類」という表記がされる。これは、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法（1999）では、PCDD、ポリ塩化ジベンソフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義。

### 中間処理施設

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形態、外観、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。

最終処分（埋立ておよび海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいう。

### 地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。また、国の基本計画では、地産地消の活動を通じて、消費者と生産者が「顔が見え、話がわかる」機会を提供することで、地域の農業と関連産業が活性化することと位置づけている。

### 低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

### 低周波音

工場や交通機関から発生して、人の耳には感知し難い低い周波数（0.1Hz～100Hz）の空気の振動のことで、「低周波振動」とも言う

### 低炭素社会

炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめることを目指す社会のこと。

### テトラクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、常温では揮発性が高い無色透明の液体。引火性が低く、容易に油を溶かすため、ドライクリーニングの溶剤のほか、精密機器や部品の加工段階で油の除去に使われてきた。発がん性が指摘され、高濃度で肝臓や腎臓への障害、低濃度でも頭昏・頭痛やめまいなどの症状を引き起こすとされる。

### 電磁波

電気と磁気が互いに作用し、空間そのものを媒質としつつ伝播する波動のこと。その波長帯ごとに違う呼び方をされており、波長の長い方から、電波・赤外線・可視光線・紫外線・X線・ガンマ線などと呼ばれる。

**大腸菌群数**

人間又は動物の排泄物による水の環境指標として用いられている細菌です。

大腸菌それ自体は人体に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には同時に赤痢菌、疫痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性があります。

**地球温暖化**

地球の温度は、二酸化炭素等の大気中の「温室効果ガス」が地表から放射される赤外線を吸収する温室効果によって一定の温度に保たれています。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、赤外線をより多く吸収し、気温が上昇することを言います。

**窒素酸化物**

窒素と酸素の化合物の総称で、大気中の主なものは一酸化窒素と二酸化窒素である。これは、石炭や石油などの燃焼に伴い、燃料や空気中に含まれる窒素分が酸素と化合して発生し、高温になるほどその発生量が多くなる。発生源としては、工場などのボイラー、自動車、家庭暖房器具などがあります。

**デシベル（dB）**

音の強さなどを表す単位。人間の可聴音の最小限度の強さを標準音とし、それとの比で表します。記号はdB。

**特定外来種**

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。

同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。

**な****生ごみたい肥化容器（関連→コンポスト）**

腐葉土などとともに生ごみを投入し、微生物によって発酵させることでたい肥を作ることができる容器のこと。これによってできたたい肥は、家庭菜園や花壇等で利用できるため、資源の有効利用につながる。また、生ごみは家庭ごみの中で大きな割合を占めていることから、家庭でたい肥化させることで収集ごみの減量にも効果がある。

**二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）**

亜硫酸ガスとも呼ばれる無色の刺激臭の強い気体で、呼吸器などを冒す。燃料中に含まれているイオウ分が燃焼の際、酸化されて二酸化硫黄として排出されます。

**二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）**

大気中に約 0.035%含まれている無色無臭の気体で、炭酸ガスともいい、CO<sub>2</sub>と記す。化石燃料の燃焼による排出や熱帯雨林の破壊などにより、大気中における量は年々増加しています。

**二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）**

一酸化窒素が大気中の酸素によって徐々に二酸化窒素に酸化される。発生源としてこれまでの工場などの固定発生源と、近年増加傾向にある自動車などの移動発生源があります。

**は****バイオマス**

生物体量のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機物の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーとしての利用の両方に役立つ。

**廃棄物**

不要物又は汚物（ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、動物の死体など）であって固形状または液状のもの。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、一般廃棄物はさらに事業系・家庭系ごみとに分けられる。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）において「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他制令で定める廃棄物」と定義されており、事業者が自らの責任で適正に処理する責務がある。

一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外のごみ、し尿などで、主に家庭から排出される廃棄物を指す。

**ハイドロクロロフルオロカーボン**

⇒フロン参照

**ビオトープ**

ドイツ語の Biotop「野生生物の生息空間（場所）」が語源。地域・地区レベルから見て、多様で価値ある野生動物が生息する空間のこと。本来は野生生物が生息する空間（山林や農地、池沼などすでにあるもの）について用いるが、狭義として地域の環境資源（小川や丘など）を活用して人工的に創出された生息空間について用いる場合もある。こういった野生動物が生息する空間の保全・創造に向けた取り組みが、各地で進められている。

### ヒートポンプ給湯器

ガス・灯油などの燃焼や電気ヒーターを熱源とする給湯器に対し、ヒートポンプ技術（熱を水・空気などの低温の物体から吸収し、高温の物体に与える技術）によって大気熱を利用する給湯器のこと。従来の電気ヒーター式の給湯器に比べてエネルギー消費効率が高く、省エネ効果が期待されている。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

従来からは大気中に漂う粒径 10 $\mu$ m（1 $\mu$ m=0.001mm）以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきているが、そのなかで粒径 2.5 $\mu$ m 以下の小さなものを微小粒子状物質と呼んでいる。

微小粒子状物質は、粒径がより小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（1993）に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 $\mu$ m 以下のものと定義している。

### プラスチック製容器包装ごみ

容器包装リサイクル法によってメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、ペットボトルを除くプラスチック製のもの。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもある。

### フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（Chlorofluorocarbons: CFCs）と呼んでいる。

これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。

・CFC（クロロフルオロカーボン）：塩素、フッ素、炭素の化合物。単にフロンと言った場合これをさす。

・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：水素を含むフロン。代替フロンと呼ばれるが、オゾン層を破壊する力は CFC より小さい。

・HFC（ハイドロフルオロカーボン）：水素、フッ素、炭素からなるフロン。塩素、臭素などを含まないため、オゾン層の破壊には寄与しないが、CFC、HCFCと同様に温室効果ガスである。

### フロン回収破壊法

正式名称は「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」。2001年6月15日に制定した。

経済産業省、国土交通省、環境省による共管。

モントリオールプロトコルによる国際的な約束に基づきオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の削減全廃が進められている。しかし、フロン使用機器の廃棄に伴って使用されていたフロン等が大気中に放出されないようにすることが必要であり、それを確実に進めていくことを目的とした法律である。

### 放射性物質

物質を透過する力を持った放射線を出す能力を持った物質のこと。放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線ガンマなどがある。

### フリーマーケット

不用品を公園などに持ち寄って売買したり、交換して再利用を図る市民たちの運動です。

## ま

### マイバック運動

自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のこと。レジ袋を有料化にしたり、レジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプがたまったら商品券と引き換えるなど、マイバック運度を支援する取り組みを展開するスーパーも増えている。

### 有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたもの。

### 要請限度（自動車騒音に係る）

騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置のこと。騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしており、この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

### 容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。1995年制定。経済産業省・環境省所管。

## ら

**リサイクル率**

年間総発生ごみ量（t/年）のうち、資源化された量（t/年）の割合。

**リスクコミュニケーション**

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO 等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

**レッドデータブック**

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966 年に初めて発行したもの。

IUCN から発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991 年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000 年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。

## ABC / 123

**BOD（生物学的酸素要求量）**

水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量のことである。河川の汚濁状況の指標となるもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

**COD（化学的酸素要求量）**

水中の汚濁物質（主として有機物）を化学的に酸化するときに消費される酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したもので、この数値が大きいほど水は汚濁されていることを示します。

**DO（溶存酸素量）**

水中に溶けている酸素量のことをいう。河川等の水質が有機物で汚染されると微生物作用により有機物が分解し、溶存酸素が消費され、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の存在が脅かされる。きれいな水ほど酸素は多く含まれています。

**IPCC**

(Intergovernmental Panel on Climate Change)

(→気候変動に関する政府間パネル)

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置されたもの。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

**ISO14001**

ISO（国際標準化機構）が1996年に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。

**PDCAサイクル**

管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

**pH（水素イオン濃度指数）**

酸性又はアルカリ性の程度を示す尺度で、中性の水はpH7となり、酸性の溶液はpH7より小さくアルカリ性の溶液ではpHは7から14の間にあります。

**ppm（ピーピーエム）**

ごく微量の物質の濃度や含有量を表すのに使われ、100万分の1を意味する。例えば、空気中1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>の物質が含まれている場合、この物質の濃度を1ppmと言います。

**SS（浮遊物質量）**

水中に浮遊している小粒状の懸濁性物質で、水をガラス繊維ろ紙でろ過した時、ろ紙に残留するものです。

**WWF（World Wide Fund for Nature）**

(→世界自然保護基金)

熱帯林や野生生物の保護を目的に設立（1961）された国際的民間自然保護団体。WWFと略称されることが多い。本部はスイス。約450万人の個人会員、約1万の企業・団体からの会費・寄付によって90カ国以上の国々で自然保護活動を展開。絶滅の危機にある動植物の保護、地球全体の生物多様性を守るために選定された最も重要な地域（ホットスポット）の保全等の活動を世界各国で実施するとともに、国連機関や各国政府等へさまざまな政策提言等を行う。

**3R**

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。

「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」

「リユース（Reuse＝再使用）」

「リサイクル（Recycle＝再資源化）」

の頭文字を取ってこう呼ばれる。

## 白老町環境基本条例（平成16年9月27日 条例第15号）

私たちのまち白老は、緑あふれる山々、清らかな川や湖、紺碧の太平洋、豊富な湯量を誇る温泉など豊かな自然環境に恵まれ、この恵みのもとに特色ある生活を営み、個性ある文化を育んできました。

しかし、私たちの生活に物質的な豊かさと利便性をもたらした社会経済活動は、大量の廃棄物を生むとともに、資源とエネルギーを大量に消費することから環境への負荷を増大させてきました。そして、その影響は単に地域の環境だけではなく、今や人類の存続基盤である地球の環境をも脅かそうとしています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、良好な環境を保全、創造し、将来に引き継ぐ責任と義務があります。

このため、私たち自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、自然と共に生きてきたアイヌの人々や先人の知恵と歴史に学びながら、人と自然との共生を基本として、持続的発展が可能な循環型の社会を築いていく必要があります。

このような認識のもと、私たちは、互いに協力し、自ら参加して良好な環境の保全と創造に積極的に取り組むため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創造についての基本的な考え方を定め、町、事業者と町民それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在と将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

### （用語の意味）

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- (2) 地球環境の保全 地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少などの地球の環境破壊を防ぐことをいいます。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下や悪臭によって、人の健康や生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

### （基本的な考え方）

- 第3条 環境の保全と創造は、環境の恵みを現在と将来の町民が享受できるとともに、良好な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければなりません。
- 2 環境の保全と創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくるために、町、事業者と町民が、それぞれの責任と義務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組まなくてはなりません。
  - 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、町、事業者と町民それぞれが自分の問題として考え、日常生活や事業活動において積極的に推進しなければなりません。

### （町の責任と義務）

第4条 町は、前条に定める基本的な考え方(以下単に「基本的な考え方」といいます。)に従い、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実行する責任と義務があります。

#### (事業者の責任と義務)

第5条 事業者は、基本的な考え方に従い、事業活動を行うときは、公害の防止や自然環境を保全するために、自らの負担で必要な取組みを行う責任と義務があります。

- 2 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、その事業活動に伴う製品その他の物が廃棄物となったときは、適正な処理が図られることとなるよう必要な取組みをする責任と義務があります。
- 3 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、事業活動に伴う環境への負荷の減少に役立つよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の減少に役立つ原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に努め、情報の自主的な提供に努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力する責任と義務があります。

#### (町民の責任と義務)

第6条 町民は、基本的な考え方に従い、日常生活の中で、生活様式を見直すなど環境への負荷を減少させるよう努めなければなりません。

- 2 町民は、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に、積極的に協力する責任と義務があります。

#### (施策の基本方針)

第7条 町は、基本的な考え方に従い、次の基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 町民の健康の保護と生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。
- (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存、その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を保全します。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存と活用等を推進します。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を築き、地球環境の保全に役立つ社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用やエネルギーの適切で有効な利用を推進します。

#### (環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を推進するために、環境基本計画を定めなければなりません。

- 2 環境基本計画は、次の事項について定めます。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全と創造に関する計画的かつ具体的な取組み
- (3) 計画の進行管理に関すること。

3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、町民と事業者の意見を反映させるために必要な取組みをするとともに、白老町環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く公表しなければなりません。

5 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続によります。

#### (環境基本計画の進行管理)

第9条 町長は、環境の現状や環境の保全と創造に関する取組みの実施状況を年に一度とりまとめ、これを公表しなければなりません。

## (環境への配慮等)

第10条 町は、環境の保全と創造のため、環境に影響を及ぼすと認められる施策を計画し実施する場合は、基本的な考え方に従い、環境への負荷が減少するよう配慮します。

2 町は、町が行う事業の実施に当たっては、自らが率先して環境に配慮し、将来にわたる環境の保全等に取り組むための計画を定め、実行します。

## (規制等の取組み)

第11条 町は、公害の原因となる行為と自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その事業者と公害防止協定を結ぶなど必要な取組みを行います。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、町民や事業者に指導、助言等を行うことができます。

## (環境の保全に関する施設の整備等)

第12条 町は、下水道、合併浄化槽、廃棄物の処理施設など環境の保全上の支障を防止するために役立つ公共的施設の整備を推進します。

2 町は、公園、緑地など公共的施設の整備、自然環境の適正な整備や健全な利用のための事業を推進します。

## (廃棄物の減量等の推進)

第13条 町は、環境への負荷を減少させるため、廃棄物処理の適正化を進めるとともに、町民と事業者による廃棄物の減量化、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用の促進に努めます。

2 町は、環境への負荷を減少させるため、町の施設の建設や維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければなりません。

## (野生生物の保護管理)

第14条 町は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息・生育環境の保全その他の必要な取組みを行います。

## (森林と緑地の保全等)

第15条 町は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林と緑地の保全、緑化の推進その他の必要な取組みを行います。

## (良好な水環境の保全等)

第16条 町は、河川、湖沼、湿原、海域等の良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水環境と安全な水の確保のために必要な取組みを行います。

## (景観の形成)

第17条 町は、白老の美しい景観を守り、うるおいのある豊かな生活環境の創造のために必要な取組みを行います。

## (環境学習の推進)

第18条 町は、環境の保全と創造について、町民と事業者の理解を深め、その活動が促進されるよう、環境の保全と創造に関する学習と教育を推進します。

## (環境に関する情報の提供)

第19条 町は、町民、事業者、町民や事業者で構成する団体(以下「団体」といいます。)の環境の保全と創造に関する活動が促進されるために必要な情報を適切に提供します。

## (町民等の活動への支援)

第20条 町は、町民、事業者、団体が自発的に行う環境の保全や創造に関する事業や活動を支援します。

(環境に関する調査の実施)

第21条 町は、環境の状況の把握に努めるとともに、環境の保全と創造に関する施策に必要な調査を実施します。

(施策の推進体制の整備)

第22条 町は、環境の保全と創造を総合的に推進するため、町の関係部署の連携と調整を図るための体制の整備、職員の研修その他の必要な取組みを行います。

(町民の意見の反映)

第23条 町は、環境の保全と創造に関する施策に町民の意見を反映することができるように必要な取組みを行います。

(国、北海道、他の市町村との協力)

第24条 町は、環境の保全と創造のために必要な広域的取組みについて、国、北海道、他の市町村と協力して推進に努めます。

(経済的負担)

第25条 町は、環境の保全と創造のために必要な施策を行うときは、その経費の一部を受益者の負担とすることができます。

白老町環境基本計画（第3期）  
（平成28年度～平成37年度）

|      |  |
|------|--|
| 発行月  | 平成28年3月                                |
| 発行   | 北海道白老郡白老町<br>〒059-0995<br>白老町大町1丁目1番1号 |
| TEL  | 0144-82-2265                           |
| FAX  | 0144-82-4391                           |
| Eメール | seikatu@town.shiraoi.lg.jp             |
| 編集   | 白老町 生活環境課                              |